

詐欺・悪質商法 こんな手口にご用心



『使った覚えのないウェブサイト利用料の請求が届いた』、『景品に誘われて会場へ行ったら、高額な商品を買わされた』、『あいさつに来たと言われ、必要のない工事の契約をさせられた』など、全国でさまざまな詐欺や悪質商法による被害が発生しています。

悪質な業者は、巧妙な手口であなたを狙っています。皆さんも被害にあわないよう十分注意し、困ったときはすぐに消費生活センターへご相談ください。

今号では、詐欺や悪質商法の手口、被害にあわないためのアドバイスをお知らせします。

手口① 現金は宅配便で送れ 〜買え買え詐欺に気をつけて〜

【事例】

「A社のパンフレットが届いていないか」とB社から電話があった。

届いていると伝えると、「代金はこちらで支払うので、代わりにA社の社債を申し込んでほしい」と言われたので、ファクスで申し込んだ。

翌日、A社から電話があり、「B社から代金が振り込まれたが、あなたの居住地からでないことを金融庁から指摘され、口座が凍結された。名義貸しは問題。このままだとあなたは刑務所行きになる。至急現金で1千万円送ってほしい。品目は衣類と書いて宅配便で送るように」と指示され、指定された住所に送った。家族に相談すると「だまされているのではないか」と言われた。

【ひとことアドバイス】

● 販売業者が提供する商品や権利などを別の業

者が勧誘し、契約させようとする『買え買え詐欺（劇場型勧誘）』に関する相談で、最近では振り込みではなく、宅配便を使って送金させる手口が目立っています。

● 伝票の品目の欄に『衣類』『化粧品』『雑誌』などと記載し、宅配便で送るよう指示するなど、他の商品と装わせて送金させる事例が報告されています。

● 宅配便などでは、送金した証拠が残らないことが多く、いったん送金してしまうと、お金を取り戻すのは困難です。



だまされないための 十カ条

- 一 うまい話、この世にない
- 二 ドアを開ける前にまづ目的を聞く
- 三 『話だけでも聞いてみよう』は危険
- 四 点検を装う業者、気を付けて
- 五 うますぎるもうけ話には落とし穴
- 六 身に覚えのない請求には応じない
- 七 疑おう、人の懐聞か業者
- 八 勇気を出してきっぱり断ろう
- 九 しつこく言い寄る相手には110番
- 十 簡単に署名・押印せず『契約は急がず慎重に』

手口② 医療機関債の被害を回復する 不審な勧誘に注意

【事例】

●ケース①

過去に医療機関債の契約をした。「医療機関債の被害回復ができる」という電話が掛かってきて、「犯人が刑務所に入ってしまうと被害は回復されなくなる。今日中に被害回復を申し込めば、半分以上取り戻せるかもしれない」と言われた。

●他にも、『新しい債権を買った人だけ救済する』などと勧誘されたり、『預金があると被害救済を受けられない』と預金を下ろすように誘導されたりするケースもあります。

●お金を払ってしまったと取り戻すことは困難です。うまい話を持ちかけられても、安易に信用しないことが大切です。

●ケース②
高齢の両親の住む実家に帰ったとき、たまたま電話を取ると、「医療機関債の被害者名簿が警察から回ってきて、1軒ずつ電話している。被害救済をしているが、取り戻した金額の10割の手数料をもらおう」という話だった。



●ケース①
昨年、両親は医療機関債を購入していたらしい。このような被害救済の話は本当か。

手口③ 『裁判に出す』と脅す 健康食品送り返しに注意

【事例】

突然知らない業者から「注文を受けた健康食品が準備できたので、代引で送る」と電話があった。注文した覚えはなかった。

●このような事例では、恐怖心や関わりたくないという思いから、購入を承諾してしまうことがあります。

●一方的に『商品を送る』などと言われても、身に覚えがなければきっぱり断りましょう。承諾していないのに商品を送りつけられたときは、代金支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。

●断りきれずに承諾し、商品が届いてしまっても、クーリング・オフ制度で、契約を解除できる場合があります。

●注文した覚えがないのに『注文している』などと言われて、健康食品を送りつけられるトラブルの中で、最近、『注文したときの録音がある』『裁判に出す』などと脅す手口が報告されています。



問い合わせ
消費生活
センター
☎(85)3491
FAX(85)7674
Eメール: shiminka@city.noboribetsu.lg.jp



▲寸劇の様子

消費生活出前講座を
ご利用ください

消費生活センターは、市内で発生した消費者被害の事例を紹介し、市民の皆さんが消費者トラブルにあわないよう、寸劇などを取り入れ、手口や被害の予防方法を分かりやすくお知らせしています。

町内会や老人クラブ、グループなどでお申し込みください。